

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A会社（以下「会社」という。）に契約社員として採用され、平成〇年〇月〇日からB所在の同社C工場（以下「工場」という。）において製造業務に従事していた。

請求人によれば、業務による重量物の移動、立ちっぱなしの作業、無理な姿勢での磨き作業などにより、平成〇年〇月頃から腰部に痛みを感じるようになったという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、D病院に受診し「腰椎椎間板ヘルニア」と診断され、同年〇月〇日、Eクリニックに転医し「腰椎椎間板ヘルニア、右根性坐骨神経痛、持続性難治性腰椎症、神経障害性疼痛、右下肢末梢神経障害」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対し療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件傷病が業務上の事由によるものと認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、工場における業務が原因で、基礎疾患である腰痛が著しく悪化し、本件傷病を発症した旨主張している。
- (2) ところで、請求人が工場に勤務する以前から腰痛の基礎疾患を有していることは、本件療養補償給付の請求時から一貫して述べられているところ、請求人は、平成〇年〇月〇日、F医師に受診し「腰椎椎間板ヘルニア」と診断されている。同医師作成の平成〇年〇月〇日付け意見書によれば、請求人の症状経過について「症状増悪時に来院されるなど定期リハはできなかった」、「リハビリ回数アップするよう指示も以降来院なし」とされている。
- (3) 請求人の「腰椎椎間板ヘルニア」の悪化について、G医師は、H整形外科において平成〇年〇月〇日に撮影されたMR I画像と工場での勤務中に受診したD病院での平成〇年〇月〇日撮影のMR I画像を比較した所見として、「(L)5/Sの椎間板ヘルニアは明らかに増大している。」と述べた上で、悪化の原因について「腰部を痛めるアクシデントがあつて症状増悪を来す時間的経過に妥当性が認められる場合、そのアクシデントがヘルニア増大の要因といえるが、アクシデントが特になければ、自然経過・加齢現象と判断される。ヘルニアの基礎疾患を持つ者は、自然経過の中で増悪していくのが、むしろ一般的である。本件患者（請求人）も、アクシデントなく症状増悪を繰り返していた経過から、前回のMR I撮影後3年間の自然経過のなかで増悪したと考えられる。」

と述べている。

- (4) 当審査会として、改めて一件記録を精査したが、請求人自身が述べているとおり、工場での就労期間中に災害性の出来事は認められない。また、請求人が従事したマスク作業、アロジンタッチアップ作業及び夜勤作業についてみても、決定書理由に説示のとおり、いずれも引用する認定基準の要件である「腰部に負担のかかる継続的な作業」に該当するものとは認められない。そうすると、当審査会としても、請求人の腰痛の症状経過等に鑑みると、上記G医師の意見は妥当であって、工場における業務と請求人の「腰椎椎間板ヘルニア」の悪化との間には相当因果関係は認められないと判断せざるを得ない。

したがって、請求人に発症した本件傷病は業務上の事由によるものとは認められない。

なお、請求人は、工場の体制等について主張するが、本件審理は請求人に発症した本件傷病が業務によるものと認められるか否かについて判断を行ったものであり、上記結論に影響を与えるものではない。

- 3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。